



ふくしの ひろば

鹿児島

ふれあいネットワーク

<http://www.kaken-shakyo.jp/>

第 236 号

令和3年9月1日発行



介護ロボット相談窓口開設風景(介護実習・普及センター)

就任のあいさつ	2	福祉サービスに関する苦情解決の取り組み	6
災害ボランティアセンター運営支援ボランティア 養成講習会	2	広がる県境を越えた災害時相互応援協定	7
市町村社協事業の取り組み紹介 「食の支援事業」(いちき串木野市)	3	「介護の職場就職面談会」のご案内	8
あなたのまちのアクティブシニア (志布志市「かみふうせん」・肝付町「いったんもめんと結いの会」)	4	「福祉職場就職支援講座」の受講生募集	8
所有者不明土地の解消に向けた民法等の一部改正	5	県職業能力開発校入校生の募集	9
鹿児島シルバー110番のご案内	5	楽しく学べる介護講座(9月～11月)のご案内	10
		福祉機器展&セミナーのお知らせ	10
		令和3年度の共同募金助成計画について	11
		インフォメーション	12

就任の
ご挨拶

社会福祉法人

鹿児島県社会福祉協議会

会長

ほうたい
布袋 嘉之
よしゆき

地域の視点に立った 福祉社会づくりをめざして

6月15日付けで県社会福祉協議会会長に就任いたしました布袋でございます。

このたびご縁がありまして福祉の業務の一環に参画できまことを嬉しく存じますと同時に、改めて身の引き締まる思いであります。

近年の少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等の社会の変化に伴い、地域住民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化してきており、地域福祉の再構築が大きな課題となっております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が停滞し、減収や失業で生活に困窮する世帯が増加したり、外出の自粛や地域活動の制限によって、支援を必要とする方が孤立したりするなどの新たな課題も生じています。

こうした中、地域福祉の中核的担い手である県社会福祉協議会として、県や市町村、市町村社会福祉協議会、社会福祉関係団体など地域福祉を担うさまざまな事業主体とも連携を密にして、従来の地域福祉活動を充実させるとともに、様々なアイデアや工夫を取り入れた効果的な事業を展開し、誰もが住み慣れた地域ですこやかに安心して暮らすことの出来る地域社会づくりをめざしてまいり所存でございます。

これまで多くの皆様方によって築かれました本県の福祉が、今後さらに発展していきますよう全力を傾注してまいりたいと考えておりますので、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご健勝とご多幸を祈念申し上げます。就任のご挨拶といたします。

令和3年度

災害ボランティアセンター運営支援ボランティア養成講習会を開催

～オンラインでの講習に県内の社協や行政、災害ボランティア・NPOなどから40人余りが参加!!～

昨年は、本県にも初めて“大雨特別警報”が発表されたり、過去最強クラスと言われる大型台風が接近したりするなど大規模災害の発生リスクが増えています。鹿児島県社会福祉協議会ボランティアセンターでは、大規模災害が発生した場合に備え、災害ボランティアセンター運営支援ボランティア養成講習会を毎年行っており、今年は令和3年7月12日(月)に42人の参加を得て開催しました。

今年の講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため初めてのオンライン講習となりましたが、定員を超える参加があり、災害ボランティアセンターによる被災者支援への関心は年々高まっています。

講習会の最初のプログラムでは、「災害ボランティアセンターとは～歴史の変遷、被災者支援の基本的理解等～」の講義により、災害ボランティアセンターの歴史や現況、被災者支援の基本的な考え方等の理解及び役割や機能等について学びました。

次のプログラムでは、「衛生管理に配慮した災害V C運営を支えるために」というテーマで、コロナ禍における災害ボランティアセンターの衛生管理について考えるグループ演習を行い、災害ボランティアセンター内の衛生管理について検討しました。

最後のプログラムは、「ICTを利用した災害ボランティア受付システムについて」と題し、全国社会福祉協議会が開発した災害ボランティア受付・ボランティア活動保険加入システムについての紹介と模擬体験を行い、受付運営の簡略化・省力化に向けた仕組みを学び終了しました。



受講風景



オンライン講義風景

いちき串木野市社会福祉協議会「食の支援事業」

～潜在化された課題を発見するツールとしての活用～

いちき串木野市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響等により経済的に困窮する世帯への支援を目的に、NPO法人や企業、地域住民から寄付された食品を生活困窮世帯等に無償で配布する「食の支援事業」を令和3年3月から始めました。



食料品詰合せの一例

事業を始めた経緯

この「食の支援事業」に取り組むきっかけとなったのが、3月に開催する予定だったボランティアフェスティバルの中止です。余った食材をどうにかして有効活用したいという思いから、コロナ禍で生活に困っている地域住民に配布してはどうだろうか、せっかくなら、一般住民やNPO法人等にも食材の寄付を呼びかければ、賛同者がいるのではと考え、募集を行いました。その結果、多くの食材が集まり、配られた方々にも大変好評だったことから、継続した食料支援への取組を検討し、毎月1回「食の支援事業」として続けることになりました。

関係機関の協力や連携の強化

この「食の支援事業」は、3月の開始以来、7月末時点で合計4回行われ、延べ378人分の食料が配布されました。また、この事業の中で、食料を袋や箱に詰め合わせる準備作業や配布は、民生委員や医療、介護、福祉の専門職の協力のもと行われています。また、生野菜等の食材は、保存設備がなく一般世帯への配布ができないため、子ども食堂等で活用していただく等、この取組をきっかけに様々な関係機関・団体との関わりが深まっています。



袋や箱に詰め合わせる準備作業

潜在化された福祉ニーズの発見ツールとして

実際に、食料を配布された民生委員は、「単に食料を配布するだけが目的ではない。支援が必要と思われる世帯に対し、普段はなかなかアプローチしづらいが、この食料支援をきっかけに潜在的な課題に気づくことがある。食料支援は、課題発見のツールとしても有効的な取組だ。」と話しています。いちき串木野市社会福祉協議会の担当者は、「今後、NPO法人や企業、地域住民からの食料の寄付をさらに呼び掛ける等、この取組が途絶えることなく、継続したものになるよう努めたい。継続的な活動が潜在化された課題の発見につながり、関係機関との関わりの中で解決に向けて取り組んでいければ。」と話しています。



食料の受け渡しをする事業担当者(写真奥)

お問い合わせ先

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 地域福祉部
TEL:099-257-3855 E-mail:chiikifukushi@kaken-shakyo.jp

あなたのまちのアクティブシニア

図書館ボランティアグループ

「かみふっせん」(志布志市)

「かみふっせん」は、一人でも多くの子どもたちに、たぐさんの本を読んでもらいたい、という切なる願いのもとに、読書活動を行う有志が集まり、平成9年に結成された、読み聞かせのボランティアグループです。

読書活動を通して、会員一人ひとりの生きがいと健康づくりを推進すること、心身ともに健全な子どもたちを育成すること、よりよい生涯学習のまちづくりに貢献することなどを目的として、現在、メンバー10人で活動しています。

主な活動は、志布志市立図書館のスタッフと連携した「お話し会」での手遊び、紙芝居、読み聞かせなどです。

その他、各地の図書館や、地域の公民館、高齢者サロン、高齢者いきがい大学、福祉施設、保育園、幼稚園、小学校へ出向いて、読み聞かせや人形劇などを行っています。また、夏休みには「かみふっせんまつり」を主催し、ここで披露する人形劇は定番となっていて、多くの子どもたちに夏休みの思い出づくりのきっかけとして、大変喜んでくれています。

子どもたちの心の中にはポケットがあると言われています。一冊の本を読んで、「ああ面白かった。ああ怖かったねえ。」という一つの感動の積み重ねを、心の中の



ポケットに感動のふるさととして残してあげたい。それが私たちの願いです。

現在、コロナ禍でも、高齢者サロンを中心に絵本の読み聞かせ「手遊び」「ペーパーアート(紙人形劇)」「パネルシアター(貼り絵劇)」などの活動をしています。これまでの活動が再開された折には、一人でも多くの子どもたちが、本好きになるように、本に触れ親しむ機会を広く提供したいと思っています。

また、家庭内での読み聞かせ支援や、高齢者が施設内で楽しい時間を過ごせるような活動も展開していきたくと考えています。



〈連絡先〉代表者 山元 一彦
TEL 080-5609-1941

ボランティアグループ

「いったんもめんと結いの会」(肝付町)

肝付町は、大隅半島南東部に位置する、やぶさめとロケットのまちです。

「いったんもめんと結いの会」は、肝属川下流から南へ海岸線沿いに広がる波野・有明地区の住民が、一緒に「地域のため」に何かしたいとの思いで活動するボランティアグループです。

活動拠点は、家主の好意により無償で貸していた空き家を地域住民で整備掃除し、平成29年3月から本格的に活動を始めました。メンバーは、60～80代の約20名です。

「いったんもめんと結いの会」は、波野地区にある権現山のふもと・轟の滝周辺などに出没したと伝わる妖怪で、グループはその妖怪にちなんで名付けられました。

主な活動に、「おかずおすそわけ」があります。

地域の高齢者や要援護者の見守りも兼ねて毎週水曜日に昼食用のおかずを作っ



て高齢者宅へ届けるもので、毎週月曜日締め切りで注文を受けます。

注文数は平均で130食程、水道光熱費や材料費などの活動資金

は利用券(支え愛チケット:1枚300円)の販売でまかなっています。

また、「みんなの食堂」では、毎月第2土曜日に子どもたちに無料で、大人には200円で昼食を提供しており、平均80名の利用があります。

そして、「子ども地域クラブ」も実施しています。地域に学童保育がないことからその代わりとして毎月第2、第4土曜日に子どもたちが、宿題をしたり遊んだり自由に過ごす場を提供しています。

メンバーは、「みんなが料理して笑うのがなにより楽しみ」「ぜひほらとで、いい仲間になってほしい」と話しており、気負うことなく、楽しみながらボランティア活動に取り組んでいます。

ボランティアに興味が増えたつなかりは楽しい老後を約束してへれると信じて活動しています。



〈代表者〉坂口 喜作
〈連絡先〉肝付町地域包括支援センター
富満 千津美 TEL 0994-65-8419

このコーナーではすこやか長寿社会運動を实践され、いきいきと社会参加されている団体・個人を紹介しています。

所有者不明土地の解消に向けた民法等の一部改正について

～相続により不動産を取得した者に登記申請を義務付ける民法等の改正が行われました。～

令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立しました(4月28日公布)。

〈改正の背景〉

今回の改正は、所有者不明土地(不動産登記簿で所有者が直ちに判明しない、あるいは、所有者の所在が不明な土地)が増加し、公共事業等が円滑に進まず、民間取引が阻害されるなど土地の利活用を阻害したり、管理が適正になされず隣接する土地への悪影響が発生するなどの状況が生じていることから、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から、制度の見直しが行われたものです。

〈主な改正内容〉

- ① 「発生の予防」のため、不動産登記法を改正し、これまで任意とされていた相続登記や住所等変更登記の申請を義務化するのに合わせ、それらの手続を簡素化・合理化します。
(相続により不動産を取得した相続人に対し、取得を知った日から3年以内の相続登記申請を義務づけるとともに、登記名義人に対し、住所等の変更日から2年以内の変更登記申請を義務づける。)
- ② 同じく「発生の予防」のため、新法を制定し、相続等によって土地の所有権を取得した者が、その土地の所有権を国庫に帰属させる制度を創設します。
- ③ 「利用の円滑化」を図るため、民法等を改正し、所有者不明土地管理制度を創設します。

〈法律の施行日〉



法律の施行は、原則として公布後2年以内の政令で定める日とされています。(相続登記義務化関係の改正は公布後3年以内。住所変更登記義務化関係の改正は公布後5年以内。)

※ 参照：法務省ホームページ

鹿児島シルバー110番のご案内

高齢者やその家族の方々の心配事、悩み事の解決をお手伝いします。
お気軽にご相談ください。(相談は無料です。)

電話での相談は

 **099-250-0110**
イ-0-ゴ ニナレ
 **0120-165270**

時間外は留守番電話で受け付けています。

面接での相談は

鹿児島市鴨池新町 1-7(鹿児島県社会福祉センター5階)

鹿児島県社会福祉協議会
鹿児島シルバー110番

へどうぞ



相談種別	生活・福祉相談	健康・介護相談
相談内容	高齢者の生活・福祉・生きがいづくり全般	高齢者の健康管理・介護のしかた、介護用品のことなど
相談日	月曜日～金曜日 ※ ただし、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く	火曜日・金曜日
相談時間	9:00～17:00	13:00～16:00
相談員	福祉相談員	保健師

福祉サービスに関する苦情解決の取り組み

福祉サービス運営適正化委員会とは

運営適正化委員会（以下、「委員会」という。）は、社会福祉法第83条に基づき、平成12年度から鹿児島県社会福祉協議会に設置されている福祉サービスの苦情相談窓口です。

福祉サービスを提供している事業者には「苦情受付担当者」や「苦情解決責任者」が配置されています。また、多くの事業者で公平・中立な立場の「第三者委員」も設置されています。

苦情の申出については、事業者段階で利用者（家族）・事業者・第三者委員の話し合いによって解決を図ることが基本になりますが、解決しない場合や事業者に直接言いにくいときには、委員会へ直接相談することができます。

委員会では、中立・公平な立場から利用者からの福祉サービスに関する要望苦情を受け付け、解決に向けて相談・助言・事情調査・あっせんなどを行いその解決を図ります。

苦情等の受付状況（令和2年度分）

令和2年度に委員会に寄せられた相談・苦情の受付件数は138件、うち苦情が98件となっています。サービス分野別の件数【図1】をみると、「障害者分野」の割合が最も多く、全体の6割近くを占めており、障害福祉サービスを利用される本人からの申出が最も多くなっています。

また、苦情の内容別の件数【図2】でみると、例年どおり「職員の接遇」が最も多くなっており、日頃の職員の関わり方や説明・対応不足から苦情につながる人が多いようです。

図1 福祉サービスの分野

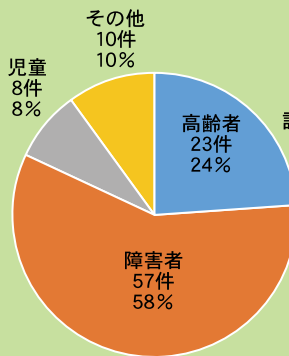
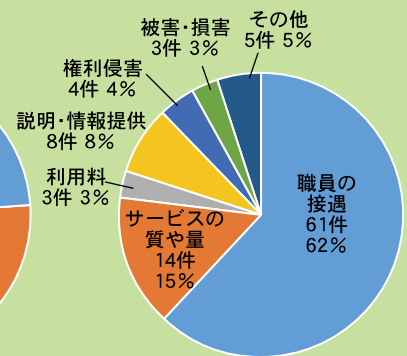


図2 苦情の内容



苦情解決事業の広報・啓発について

「相談・苦情受付 広報用ポスター」等を配付しています。

委員会では、県内の福祉サービス事業所において苦情解決の仕組みが整備されるよう、苦情対応研修会の開催や事業所巡回訪問の実施、調査研究事業の実施のほか、『相談・苦情受付広報用ポスター』や『啓発用リーフレット』を作成し、広報・啓発活動を行っています。

『広報用ポスター』には、施設・事業所名や、相談・苦情の受付担当者及び解決責任者、第三者委員の氏名や連絡先等を記入することができるようになっており、事業所内に掲示して苦情窓口の周知を図ることで、利用者や家族等が気軽に相談できる体制を構築することにつながるものです。

ポスター・リーフレットの必要な事業所は、直接取りに来ていただくか、または郵送でも配付しておりますので、必要枚数について下記の委員会事務局までお申し出ください。



相談時間 月～金曜日 9:00～16:00
(ただし、祝日・12/29～1/3除く)

相談方法 電話・来所・FAX・Eメール

福祉サービス運営適正化委員会

TEL 099-286-2200 FAX 099-257-5707

【事務局】
鹿児島県社会福祉協議会 長寿社会推進部
E-mail: tekisei@kaken-shakyo.jp

広がりをもせる県境を越えた災害時相互応援協定

「コロナ禍の被災者支援に備える市町村社会福祉協議会の取り組み」

◆県を跨ぐ災害時相互応援協定の広がり

令和2年7月豪雨災害は熊本県を中心に大きな被害をもたらし、被災地では未だ復旧・復興の途上にあるところも少なくありませんが、この災害でも一つ復旧・復興の妨げになったものが新型コロナウイルスの感染拡大です。

感染拡大前までの被災地では、被災地外からも多くのボランティアが入り、災害ボランティアセンターを通じて支援の手が届けられていたわけですが、昨年はボランティアの募集範囲が被災地市町村内又は県内に限定され、ボランティアによる支援の手が届きにくい状況が長く続きました。

同じく、災害ボランティアセンターを運営する被災地社協も県内外社協からの支援が得られにくい状況が生まれ、被災地の県社協及び市町村社協の負担が増すこととなりました。

そんな中、本県の出水市社協では、隣接する熊本県の水俣市社協と災害時相互応援協定の締結により、水俣市社協と同様の協定を締

結していた芦北町社協と津奈木町社協とも協力関係が成立していたため、今回被害の大きかった両町にいち早く応援に入り、約3ヶ月間の長期にわたって途切れることなく「芦北・津奈木広域災害ボランティアセンター」に応援職員を派遣することができました。

県は異なるものの隣接する市町村社協同士の災害時相互応援協定の取り組みは、コロナ禍における災害支援に効果を発揮することがわかり、令和3年度に入り曾於市及び伊佐市の2社協が県境を越えた協定を締結するなど、コロナ禍の被災者支援に備えるための取り組みとして注目されています。

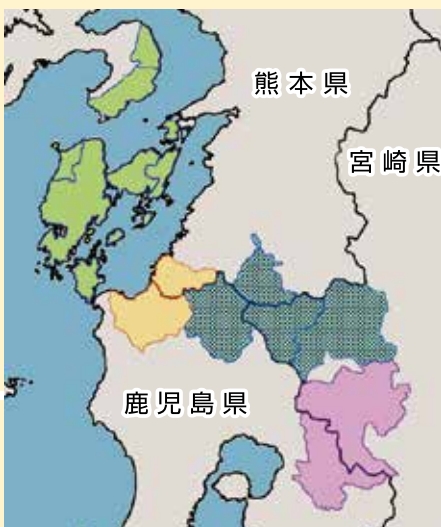
県は異なるものの隣接する市町村社協同士の災害時相互応援協定の取り組みは、コロナ禍における災害支援に効果を発揮することがわかり、令和3年度に入り曾於市及び伊佐市の2社協が県境を越えた協定を締結するなど、コロナ禍の被災者支援に備えるための取り組みとして注目されています。

◆令和2年度までの状況

県境を越えた協定としては、平成17年8月1日締結の九州各県・指定都市社協による九州ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定はありましたが、市町村社協が当事者となった災害時相互応援協定はありませんでした。

本県における県境を越えた市町村社協の最初の災害時相互応援協定は、平成24年11月5日締結の本県の長島町社協と長崎県の島原市社協・南島原市社協、熊本県の天草市社協・上天草市社協・苓北町社協の3県6市町村社協による災害時相互応援協定です。

その後、平成30年10月29日に本



県境を越えた協定の状況



曾於市・都城市の2社協による協定

県の出水市社協と熊本県の水俣市社協による第二例目の災害時相互応援協定が締結されました。この協定の特徴は、すでに水俣市社協と災害時相互応援協定を締結していた同県の芦北町社協と津奈木町社協の枠組みに出水市社協も加わる点です。

◆令和3年度に入って

最初でも触れたように、隣接する県境の市町村社協による災害時相互応援協定の取り組みは、コロナ禍における災害支援に効果を発揮することがわかり、早速県内の市町村社協にも動きがあらましました。

まず、本県の曾於市社協と宮崎県の都城市社協が第三例目の災害時相互応援協定を締結する運びとなり、本年5月18日に都城市総合社会福祉センターで協定式が行われました。また、協定式の後には、全社協全国ボランティア・市民活動振興センターで長年災害支援に携わってきたオフィス園崎代表の園崎秀治氏による「災害時相互応援協定が意味するもの」と題した講演も行われ、協定がゴールではなく協定を契機により一層応援し



あえる関係づくりに注力することの重要性が話されました。

また、本年7月2日には、第四例目となる本県の伊佐市社協と熊本県の人吉市社協、宮崎県の小林市社協とえびの市社協の4市社協による災害時相互応援協定の調印式が、人吉市総合福祉センターで行われました。人吉市社協は、調印式開催日の時点においても人吉市災害復興ボランティアセンターを運営していたことから、3県境を越えた協定を心強く感じていた様子でした。

◆コロナ禍の後も

災害時相互応援協定は、コロナ禍の災害支援だけでなく、その後においても有効であることは言うまでもありません。今後もしつ発生する分からない災害に備え、災害時相互応援協定の機能が最大限発揮されるよう努めていくことが求められています。



伊佐市・人吉市・えびの市・小林市の4社協による協定

～あなたの就職活動をお手伝いします!! お気軽にご参加ください～

令和
3年度

介護の職場就職面談会

(情報提供・資格取得等)
相談コーナーを設置

～同日開催～ 介護職場シニア就職応援セミナー

介護職場の人事担当者と求職者との個別面談会を県内2地域で開催します。

セミナー 10:00～12:00 (対象:概ね55歳以上の介護
や介護の仕事に関心のある方)

就職面談会 13:00～16:00 (受付12:30～15:30)

参加費 無料 (事前申込不要・履歴書不要・入退場自由)
※ なお、セミナーは事前申込み要。各定員30人。



就職面談会風景

開催地 **開催日** **会場**

霧島市 令和3年9月25日(土) ●セミナー 霧島市国分総合福祉センター (霧島市国分中央3-33-10)
●面談会 国分シビックセンター (霧島市国分中央3-45-1)

鹿屋市 令和3年11月20日(土) ●セミナー・面談会 かのやグランドホテル (鹿屋市共栄町12-3)

参加対象者 介護の職場への就職希望者 (一般の方及び大学・短大・専門学校生等<令和4年3月卒業予定者>)

主催 鹿児島県、鹿児島県社会福祉協議会

お問い合わせ先 鹿児島県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号
☎099-258-7888 FAX 099-250-9363
E-mail: jinzai8@kaken-shakyo.jp



※ 荒天等のため開催できない場合があります。直前に県社協のホームページ等で必ずご確認ください。

「令和3年度 福祉職場就職支援講座」受講生募集!

受講料
無料

福祉職場に就職・復職を希望する方々を対象に、福祉についての理解を深めてもらうとともに、福祉職場で働くために必要な知識や技術などを学ぶための講座(4回)を開催します。

各回定員40名 申込み先着順 (新型コロナウイルス感染対策のため定員が減少する場合があります。)

回	講座名	講座の内容
第1回	福祉の基礎知識①	歴史、法律、制度、福祉の現状と将来
第2回	福祉の基礎知識②	福祉の各分野と福祉を支える様々な職種、施設、資格
第3回	介護技術の基礎①	立位、ベッド上での移動、車いすの介助
第4回	介護技術の基礎②	衣服の着脱、排泄の介助



第1回 日時:令和3年11月6日(土)13:15～16:30
第2回 会場⇒かごしま県民交流センター東棟3階 大研修室第2

第3回 日時:令和3年11月13日(土)13:15～16:30
第4回 会場⇒かごしま県民交流センター
東棟5階 絵画制作室

申込み期限 令和3年10月15日(金)

＜お問い合わせ先＞
鹿児島県社会福祉協議会
福祉人材・研修センター ☎099-258-7888



令和4年度 障害者 訓練生募集

あなたの自立を応援します。
全国から応募できます。



(◎OA事務科訓練風景)

訓練期間 (令和4年4月から1年間)

- 情報電子科
- グラフィックデザイン科
- 建築設計科
- 義肢福祉用具科
- OA事務科
- アパレル科
- 造形実務科

- ◆募集期間
- A日程……令和3年 8月 2日(月)～令和3年 9月22日(水)
 - B日程……令和3年10月29日(金)～令和3年11月25日(木)
 - C日程……令和4年 1月 4日(火)～令和4年 2月 9日(水)

- ◆特典など
- 受験料・授業料は無料です。
 - 訓練期間中は雇用保険の受給延長または、訓練手当等の給付を受けられる場合があります。
 - 通校困難な訓練生のために寄宿舎を併設しています。お風呂は温泉です。

国立 鹿児島障害者職業能力開発校



〒 895-1402 薩摩川内市入来町浦之名 1432 TEL 0996-44-2206

※ 入校案内や応募書類は最寄りのハローワークにあります

鹿児島能開校 で検索

令和3年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の
事故・紛争円満解決のために!

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

1 基本補償(賠償・見舞)

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度 死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円
	傷害見舞費用		

保険期間1年

▶ 年額保険料(掛金)		
	定員	基本補償(A型)
補償基本A型	1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
	100名以降1名~10名増ごと	1,500円
付見舞費用B型	基本補償(A型) 保険料	+ 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

- プラン2 施設利用者の補償
- プラン3 施設職員の補償
- プラン4 社会福祉法人役員等の補償

● この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 ▶ **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
 (引受幹事 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社)
 TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ **株式会社 福祉保険サービス**
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
 受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

楽しく学べる介護講座のご案内(9月～11月)

番号	講座名	日時	内容	受講料等
1	介護職スキルアップ研修 (認知症ケア)	9月3日(金) 10:00～16:00	○認知症疾患別援助の方法 ○事例を通しての理解(グループワーク)	4,000円
2	介護職スキルアップ研修 (排泄ケアⅠ)	9月15日(水) 10:00～16:00	○排泄・失禁についての基礎知識 ○スキンケア方法 ○麻痺・拘縮のある方のおむつ交換	4,000円
3	介護職基礎研修A	9月16日(木) ～17日(金) 10:00～16:00	○介護保険制度の理解と介護の心得 ○身体や腰に負担をかけない起居・移乗・移動の介助方法 ○高齢者のための転倒予防体操・心身機能低下予防体操 ○身体状況に応じたおむつの選び方・あて方・交換方法	5,000円
4	やさしい介護教室A 【県民向け】	10月2日(土) 10:00～15:00	○認知症って!?認知症の理解,声かけ・接し方 ○不安解消!排泄用具の選び方・使い方	500円
5	やさしい介護教室B 【県民向け】	10月28日(木) 10:00～15:00	○これは助かる!福祉用具の選び方・使い方 ○らくらく!寝返りから移乗までの介助方法	500円
6	介護職基礎研修B	10月29日(金) ～30日(土) 10:00～16:00	○福祉用具の選び方・使い方,安全確認トレーニング ○体位変換・ポジショニングケアの方法 ○誤嚥を防ぐ食事の姿勢と介助方法 ○認知症疾患別の理解とケア,コミュニケーションのととり方	5,000円
7	介護職スキルアップ研修 (感染症予防対策と褥瘡ケア)	11月5日(金) 10:00～16:00	○褥瘡ケア ○感染症の予防対策・汚染物の処理方法	4,000円
8	介護職の体リフレッシュ研修	11月11日(木) 13:00～16:00	○介護職(自分)の身体状態把握と自己改善を図るストレッチ体操	2,000円
9	介護レクリエーション研修	11月12日(金) 10:00～16:00	○簡単な運動や創作を楽しむ介護状態別レクリエーション	3,000円
10	やさしい介護教室C 【県民向け】	11月16日(火) 10:00～15:00	○基本を知ろう!衣服の着脱・歩行の介助方法 ○ここに注意!誤嚥をふせぐ食事の介助方法	500円
11	介護職スキルアップ研修 (排泄ケアⅡ)	11月17日(水) 10:00～16:00	○身体状況に応じたおむつの種類と選び方 ○おむつのあて方のポイント	4,000円
12	介護食調理教室	11月28日(日) 10:00～15:00	○高齢者が食べやすく,栄養バランスのとれた調理方法 ○補助食品の紹介	3,000円 食費込
地域介護講座【県民向け】				
【日時】9月27日(月) 10:00～15:30 【場所】南九州市知覧老人福祉センター			○らくらく!寝返り・起き上がり・立ち上がり・移乗の介助方法 ○ここに注意!誤嚥をふせぐ食事の介助方法 ○これは助かる!福祉用具の選び方・使い方	500円
【日時】10月14日(木) 10:00～15:30 【場所】知名町老人福祉センター				
【日時】11月24日(水) 10:00～15:30 【場所】大崎町老人福祉センター				

(番号1～12までの会場は,すべて「かごしま県民交流センター」です。)

「快護生活フェス!福祉機器展&セミナー」について(お知らせ)

例年,福祉用具の日(10月1日)関連イベントとして,開催しています「快護生活フェス!」につきましては,新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため,本年度も規模を縮小し,令和3年11月23日(火)に実施する予定としています。Webを活用したセミナーや最新福祉機器の紹介,介護ロボットフォーラムなど,皆様が安心して参加できるイベントを目指し準備を進めているところです。内容・申込み方法など詳細が決まりましたら,当会ホームページ等でご案内をさせていただきます。ぜひご参加ください。

お問い合わせ先

鹿児島県介護実習・普及センター(福祉用具展示)(運営:社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会)

〒892-0816 鹿児島市山下町14番50号 かごしま県民交流センター2階

TEL 099-221-6615・6616 FAX 099-239-0384

E-mail kaigo-kakenshakyopo5.synapse.ne.jp

URL <http://www.kagoshima-pac.jp>

【利用時間:9:00～17:00 休館日:月曜日(※祝日の場合は翌日),12/29～1/3】



※掲載の内容については,新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため,中止または延期となる場合がありますので,ご了承ください。

※認知症介護実践者研修や福祉用具専門相談員養成研修等の開催時期等につきましては,本会ホームページ<http://www.kaken-shakyo.jp/>内の「介護実習・普及センター研修・講座」ページに掲載していますので,ご確認ください。



じぶんの町を良くするしくみ

赤い羽根共同募金

今年も10月1日から始まります



令和3年度 一般募金の助成計画

区分	金額 (千円)	内容
地域福祉活動助成	158,866	各市町村における地域・在宅福祉サービス事業
社会福祉協議会活動助成	7,000	県社協福祉活動・市町村社協車両整備
社会福祉団体等助成	10,220	民間福祉団体活動助成、地域福祉活動・社会的孤立解消支援等
災害見舞金	6,068	火災、その他の災害被災者、遺族への見舞金
次年度運動準備金	45,000	次年度の募金運動準備経費
災害等準備金積立金	8,140	大規模災害等に備える積立金
合計	235,194	

令和3年度 共同募金目標額

一般募金	219,410,000円
歳末たすけあい募金	42,590,000円
合計	262,000,000円

※共同募金目標額は、社会福祉施設・団体等からの助成要望や、前年度の募金実績等に基づいた助成計画を参考に設定しています。

令和3年度 歳末たすけあい募金の助成計画

区分	金額 (千円)	内容
地域歳末たすけあい	38,590	歳末時期を中心とした地域福祉サービス、要支援の方々への金品贈呈等
NHK 歳末たすけあい	7,004	NHKとの共催で、児童福祉施設、グループホーム等へ品物を贈呈
合計	45,594	

※助成計画が目標額を上回るのは、前年度の繰越金などが含まれるためです。

あなたと私は、
赤い羽根でつながっている。

「赤い羽根」は、あなたと私をつなぐ絆の象徴です。
その絆が、地域から地域へと広がります。
誰もが笑顔で暮らすために、赤い羽根でつながりましょう。
赤い羽根でつながっているのです。
赤い羽根でつながりましょう。

赤い羽根共同募金

災害義援金を受け付けています。

県共同募金会、各市町村共同募金委員会では、国内で発生した災害により被災された方々を支援するため義援金を募集しています。

詳しくは県共同募金会ホームページ<https://akaihane-kagoshima.jp/>をご覧ください。

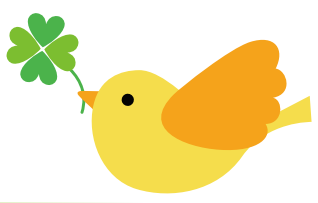
皆様の温かいご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。



鹿児島県共同募金会

インフォメーション

information



みなさまのご厚意に感謝いたします。

次の方々から、寄付金等のご厚意が本会に寄せられました。ありがとうございました。
(令和3年5月～7月)

○鹿児島信用金庫 様



職員ご一同様による募金を社会福祉事業に寄付されました。

鹿児島信用金庫理事長 中俣 義公 様(右)

※ 撮影の時間だけマスクを外してもらいました。

○中央殖産株式会社 様



本会を通じて5台の車いすを始良市、三島村、錦江町、宇検村、知名町の5市町村社会福祉協議会に寄贈されました。

中央殖産株式会社代表取締役 間浦 斎孝 様
(左から2番目)
福司山 宣介 様(左)

※ 撮影の時間だけマスクを外してもらいました。



日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和3年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

保険金額・年間保険料 (1名あたり)

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	
	手術 入院中の手術		65,000円	
	保険金 外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
賠償責任	地震・噴火・津波による死傷		×	○
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)	
年間保険料			350円	500円

団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

＜基本プランに加入される方へ＞
基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。
◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。
※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

<https://www.fukushihoken.co.jp>
ふくしの保険 検索

商品パンフレットは
コチラ
(ふくしの保険ホームページ)



ボランティア行幸用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険) | **送迎サービス補償** (傷害保険) | **福祉サービス総合補償** (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 ▶ **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〈保険会社〉 TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00～17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ **株式会社 福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30～17:30 (12/29～1/3を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〈SJ20-12302 2020.12.28 作成〉

広報紙「ふくしのひろば」は
本会のホームページでもご覧になれます。
また、お問い合わせは総務部にて受け付けております。

TEL 099(257)3855 FAX 099(251)6779
E-mail soumu4@kaken-shakyo.jp
★この広報紙は、共同募金の助成を受けて発行されています。